

## 10、国家権力犯罪に“時効”はない

本会は2013年1月、「北海道大学の学生だった宮澤弘幸さんが軍機保護法（スパイ罪）で投獄された冤罪事件を糺し、北海道大学に退学撤回による名誉回復を求めるとともに、二度と国家による非道が起こらないようにするため秘密保全法の立法策動を阻止することを目的とする」として発足した。

この目的達成のために、関係諸団体・個人と連帯して展開した本会活動の到達点は以下の通りとなる。

◆冤罪事件を糺すⅡ上田誠吉弁護士の著書『ある北大生の受難―国家秘密法の爪痕』をはじめとする「宮澤・レーン・スパイ冤罪事件」の真相糾明の活動を受け継いで、3冊のパンフを発行し、それらを集大成した花伝社刊『引き裂かれた青春―戦争と国家秘密』（2014年9月刊）、ならびに『総資料総目録』によって、本件・冤罪事件の真相糾明を一步進めることができた。

◆冤罪被害の名誉回復Ⅱ北海道大学は、弾圧の実態と本質を正しく学生に伝えるとの表明（17頁参照）を約束通りに実行しないばかりか、われわれが広範な声を基に求めた「心の会の碑」（仮称）建立の敷地提供すら拒むなど、再び繰り返させない決意と体制確立には、背を向けていると言わざるを得ないのが現状である。

◆秘密保全立法阻止Ⅱ本会発足直前に成立した安倍第二次政権が、2013年12月6日に成立させ、2014年12月10日に施行した「特定秘密保護法」を阻止することはできなかった。し

かしながら、「スパイ冤罪事件」の真相を広める活動を通じて、「特定秘密保護法」がもたらす残酷さと危険性を訴え、世論を喚起する一翼を担うことができた。

以上の到達点を踏まえ、今後どのような活動が求められているだろうか。当然ながら、危機に瀕している平和・基本的人権・民主主義を守り、さらに発展させるための新たな決意と構想が求められている。

したがって、「真相を広める」活動を踏まえ直し、「国家権力犯罪に“時効”はない」との立場から国家権力による冤罪事件、弾圧事件に対して、国家賠償を要求する運動の構築に貢献したいと考える。

国家権力による弾圧との闘いは戦前から長年にわたって全国各地で展開され、現在も新たな闘いが組織されている。その中から、一貫して国家権力の弾圧を告発し、国家賠償を要求する運動を継続している「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」「国民救援会」「レッド・ページ反対連絡センター」の活動の一端を紹介すると、連帯し、行動する決意表明としたい。

また、併せて、国家権力犯罪と地下水脈でつながると見てもいい勢力が蔓延しており、その観点からも重要性を増している「植村裁判」について触れておくこととする。

## 治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

「治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟」(以下、治維法国賠同盟) 結成の目的と運動経過は以下の通りである。(規約前文から要約)

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟は、戦前の歴史の真実を明らかにし、日本国民の平和と民主主義のための闘いの伝統を受け継ぎ発展させ、平和と民主主義のための闘いの故に国家権力による弾圧を受けた人々に対する国の謝罪と賠償を実現させる目的を掲げて、1968年3月15日に結成された。

治安維持法犠牲者の「再び、戦争と暗黒政治を許すな」の叫びに応えて、毎年、治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償を求める国会請願行動を積み重ねてきた。数十万人におよぶ治安維持法犠牲者は日本国憲法の平和と民主主義の諸原則を生み出す力となった人々であり、これらの人々が当時の国家権力の弾圧によってこうむった生命、身体、精神、名誉の侵害と資格剥奪や経済的圧迫等の犠牲と損害を償うことは国の責務であって、国にその責務を果たさせることは、歴史を戦争と暗黒政治に逆戻りさせない道を切り開くものだ。

ところが、この「治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償」はいまだに放置されたままであり、歴史の証人である治安維持法犠牲者の多くは他界し、この重要な戦後補償の実現は次世代の私たちが担わなければならない課題となっている。

日本弁護士連合会は1993年10月、人権擁護大会において、「治安維持法犠牲者は、日本の軍国主義に反対し、戦争に反対し

た者として、その行為は高く評価されなければならない」と述べて、憲法の国家賠償の規定の目的と精神に照らしても、その犠牲者に対する補償がなされなければならないと指摘した。この戦後補償の重要な課題である「治安維持法犠牲者に対する国の謝罪と賠償」を実現する運動を新たな国民的運動として発展させ、実現することを期する。

\*

この方針の下、治維法国賠同盟は1974年から「治安維持法犠牲者に国家賠償法の制定を求める請願」を行っている。請願項目は、①国は治安維持法が人道に反する悪法であったことを認めること②国は治安維持法犠牲者に謝罪し、賠償を行うこと③国は治安維持法による犠牲の実態を調査し、その内容を公表すること――の3項目。2019年は、5月15日に42都道府県から187人が参加して、17万余筆の署名を国会議員を通じて衆参両院議長宛に提出した。政府はこれまで無視を続けている。

### ●治安維持法体制下の犠牲者の実態

治維法国賠同盟は、全国で徹底した調査・発掘を重ねて、その全容を以下の2冊のパンフレットにまとめている。

『治安維持法体制下の弾圧(一) 虐殺―国家権力の犯罪』

(2011年11月1日初刷、2015年5月12日4刷)

『治安維持法体制下の弾圧(二) 獄死者―国家権力の犯罪』

(2014年5月15日初刷、2015年5月12日補訂版)

犠牲者の調査・発掘はいまなお継続しているが、現時点での

まとめによれば、治安維持法弾圧犠牲者数は以下の通りである。

A 警察署での拷問による虐殺者 93 人

B 服役中・未決勾留中の獄死者 128 人

C 服役中、未決勾留中の暴行・虐待・劣悪な環境などによる

発病で出獄・釈放後死亡した者 208 人

D 弾圧で再起できず自死 25 人

E 宗教弾圧での虐殺・獄死者など 60 人

F 検挙者数 6 万 8 274 人

G 起訴者数 6 550 人

H 起訴猶予 7 316 人

検挙に至らなかった拘束者数 10 万人

宮澤弘幸は C 項の一人として記載されている。

### ●弾圧犠牲者への謝罪と賠償Ⅱ世界では

第二次世界大戦後、ドイツ、イタリア、アメリカ、カナダ、韓国、スペイン、イギリス、チリなどでは、以下のように国家による謝罪・賠償が行われている。

【ドイツ】1956 年連邦補償法制定、ナチス犠牲者に 2010 年までの補償総額は 680 億 7900 万ユーロ（約 8 兆 8500 億円）。15 万 3000 人に一人当たり年額 80 万円の年金支給。

【イタリア】ファシズム体制で実刑を受けた「反ファシスト政治犯」に終身年金支給。

【アメリカ】1988 年「市民的自由法」制定。第二次大戦中強制収容した日系人生存者 6 万人対象。一人 2 万<sup>ドル</sup>（250 万円）

を支払い、大統領が謝罪。

【カナダ】第二次大戦中強制収容し、1988 年法制定時生存の日系人 1 万 7000 人対象。一人 2 万 1000<sup>ドル</sup>（約 250 万円）を補償。

【韓国】日本の植民地支配とたたかった犠牲者を愛国者として表彰、年金支給法。懲役 1 年以上に年金毎月 16 万円支給。

【スペイン】2007 年フランコ独裁犠牲者の名誉回復と補償を行う「歴史の記憶法」制定。

【イギリス】ケニア反植民地運動弾圧者に 2013 年補償法決定など。

【チリ】1992 年ピノチエト軍事政権下の弾圧犠牲者と家族に年金支給。子弟に奨学金など決定。

【国際連合】1968 年の国連総会は「戦争犯罪及び人道に反する罪に対する時効不適用条約」を可決成立、70 年に発効した。この条約により、国際法上戦争犯罪及び人道に反する犯罪には時効が存在しないとされた。日本は未だ批准していない。（51<sup>ページ</sup>参照）

治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟

113-0034 東京都文京区湯島 2-4-4

平和と労働センター・全労連会館 9F

tel: 03-5842-6461 fax: 03-5842-6462

E-mail: [chian@bz03.plala.or.jp](mailto:chian@bz03.plala.or.jp)

HP: <http://chian.yokochou.com>

## 日本国民救援会（略称Ⅱ国民救援会）

# 救 人権と民主主義をまもる 日本国民救援会



日本国民救援会は、1928年4月7日に結成された人権団体である。戦前は、治安維持法の弾圧犠牲者の救援活動を行い、戦後は、日本国憲法と世界人権宣言を羅針盤として、弾圧事件・冤罪事件・国や企業の不正に立ち向かう人々を支え、全国で100件を超える事件を支援している。（同会HPから。以下同じ）

### ●戦前の闘い

国家権力による弾圧との闘いは、その犠牲者と家族の命と生活を守る闘いであり、現在もなお、ますます重要となってきた。国民救援会の結成当時の活動の一端を紹介しておきたい。

1930年8月、東京で第2回全国大会が開かれ、モップル（弾圧犠牲者の国際的救援組織のロシア語名略称）への加盟を決議し、名称を「国際赤色救援会日本支部、日本赤色救援会」と改めた。第2回大会以後、救援活動そのものが治安維持法の「目的遂行罪」として弾圧されるため、国民救援会中央は、非公然活動を余儀なくされた。

一方、獄中被告への差入れ・面会、公判傍聴を合法的にすすめるため、市ヶ谷刑務所の近くにあった「差入れ事務所」を、国民救援会の事務所とすることにした。弾圧犠牲者への差入れや、獄中の待遇改善闘争、家族の慰安会、ハイキングなどの多面的な活動が行われた。職場、居住の班も確立し、東京では2500名の会員をもつようになった。

### ●国民救援会の現在の取り組み

【言論・表現の自由を守るとりくみ】「戦争をする国」づくりがすすめられるもとで、自衛隊のイラク派兵反対や憲法改悪反対など、政府に批判的なビラを配っただけで逮捕される事件が起きている。戦争と言論弾圧は表裏の関係にある。戦争を放棄した日本国憲法は「一切の表現の自由を保障」している。言論・表現の自由を守るため運動をすすめている。

【冤罪犠牲者を救うとりくみ】無実の人が誤った捜査、裁判によって犯人にされ、いまま冤罪事件があとを絶たない。無実の人は無罪に。国民救援会は、死刑が確定した事件をはじめ、数多くの冤罪事件を支援して、無罪判決を勝ちとってきた。現在、名張毒ぶどう酒事件、袴田事件など20を超える冤罪事件の支援を行っている。

【労働者・市民の権利を守るとりくみ】空前の利益を上げる大企業。一方で「ワーキングプア」「ネットカフェ難民」が社会問題になった。2008年末には、多くの企業で派遣社員・非正規社員的大量首切りが行われ、国民生活の格差は広がり、貧困も深刻になっている。非正規雇用の増大とリストラ合理化・不当解雇、

強制配転・出向が行われ、過労死・自殺も増えている。これに対して働くものの権利と人間の尊厳を求めてたたかう人々たちを、また国や警察による人権侵害とたたかう市民事件も支援している。

【憲法改悪、悪法阻止のとりくみ】 自・公政権は、憲法を改悪して、アメリカが世界中で起こす戦争に自衛隊を参加させようとしている。そのために、教育基本法改悪案や改憲手続き法案・国民投票法案などを国会で強行採決した。

自民党は、2020年にも憲法改悪案の国会発議をめざしている。戦争こそ最大の人権侵害である。この立場から国民救援会は、憲法改悪に反対し、秘密保護法や共謀罪法など国民の人権を抑圧する悪法の反対運動をすすめている。

【遺志を継ぐ合葬追悼運動】 社会の進歩と革新、平和と民主主義をもとめる今日の運動は、多くの先人たちの努力によって築かれてきた。そうした先人たちのたたかいを顕彰し、遺族のみなさんを励ますことを目的に開催しているのが解放運動無名戦士合葬追悼会である。合葬追悼会は、敗戦直後の1948年3月18日に第1回が行われて以後、毎年3月18日に東京で式典が行われている。東京・青山霊園にある「解放運動無名戦士墓」に故人の名前と主な活動経歴が刻まれた銅板を納めている。

●現在支援している事件（2019年9月現在）

#### 【言論弾圧・権力犯罪・責任追及事件】

「布川事件国家賠償請求訴訟」(茨城)「白龍町マンション暴行でつち上げ事件国賠訴訟」(愛知)「大垣警察市民監視国賠事件」(岐阜)

「東住吉冤罪事件国賠」(大阪)「岸和田傷害虚偽告訴・国賠裁判」(大阪)「倉敷民商弾圧事件」(岡山)「レッド・パージ国家賠償請求裁判」(兵庫)

#### 【再審・冤罪事件】

「大仙市事件」(秋田)「明倫中裁判」(山形)「仙台北陵クリニック筋弛緩剤冤罪事件」(宮城)「今市事件」(栃木)「三鷹事件」(東京)「痴漢えん罪西武池袋線小林事件」(東京)「小石川事件」(東京)「乳腺外科医師冤罪事件」(東京)「冤罪あずさ35号窃盗事件」(長野)「あずみの里『業務上過失致死』事件」(長野)「福井女子中学生殺人事件」(福井)「袴田事件」(静岡)「天竜林業高校成績改ざん事件」(静岡)「豊川幼児殺人事件」(愛知)「名張毒ぶどう酒事件」(三重)「日野町事件」(滋賀)「湖東記念病院人工呼吸器事件」(滋賀)「長生園不明金事件」(京都)「タイムスウィッチ事件」(京都)「えん罪神戸質店事件」(兵庫)「花田郵便局強盗事件」(兵庫)「山陽本線痴漢冤罪事件」(岡山)「高知白バイ事件」(高知)「大崎事件」(鹿児島)「ムミア事件」(アメリカ)

#### 日本国民救援会（略称：国民救援会）

113-8468 東京都文京区湯島2-4-4

平和と労働センター・全労連会館5F

TEL 03(5842)5842 / FAX 03(5842)5840

<http://www.kyuenkai.org>

## レッド・ページ反対全国連絡センター

### ●「レッド・ページ」とは

1949年から1951年にかけて、アメリカ占領軍の督励・教唆のもとに日本政府、企業が共産主義者および同調者とみなした者を「政府機構の破壊者」「生産阻害者・企業破壊者」「社会の危険分子」「アカ」等の名のもとに民間企業や官公庁等から数万人（推定3万人から4万人）の公務員・労働者を一斉に追放（罷免・解雇）した不法・不当な反共攻撃であり、「思想・良心の自由」（憲法第19条）を蹂躪した戦後最大の思想弾圧事件である。

第一段階は、1949年4月、行政機関職員定員法制定に始まる行政整理及び経済安定9原則等に基づく企業整備において、一般的な人員整理の中で行われたページ。同時に「団体等規制令」を公布し、適用対象に「反民主主義的な団体」を加え、共産党を規制の対象とした。第二段階は、1949年9月から1950年にかけて共産黨員等を狙い撃ちにした公立学校教員のページ。大学教員のページもこの段階に含めることができる。第三段階は、マッカーサー書簡に基づき1950年6月から12月までに行われた、広範囲の直接的なレッド・ページ。

（「レッド・ページ65周年のつどい」記念誌から）

### ●新聞・通信・放送労働者に対するレッド・ページと闘い

『新聞労働運動の歴史』（1980年・大月書店刊）によると、新聞・通信・放送分野は、第三段階で対象とされ、7月28日午後

3時を期して、朝日、毎日、読売、日経、東京、共同、時通、放送協会（NHK）の8社で338人が突然解雇を言い渡された。

### ◆新聞通信放送関係のレッド・ページ者数

（1950年8月31日現在、新聞協会調べ。数字は人数）

北海道新聞35、函館新聞6、新岩手日報4、岩手新報3、山形新聞18、河北新報20、茨城新聞3、千葉新聞3（全員依願退社）  
上毛新聞11、朝日新聞104（東京38、大阪46、西部12、名古屋8）、毎日新聞49（東京31、大阪18）、読売新聞34、日本経済新聞20、共同通信34、時事通信16、東京新聞8（全員依願退社）、時事新報2、山梨時事新聞3、信陽新聞4、富山新聞1、北國新聞1、中部日本新聞36（依願退社8）、名古屋タイムス4、中部経済新聞2、岐阜タイムス2（全員依願退社）、伊勢新聞9、京都新聞6、夕刊京都11（依願退社1）、産業経済新聞5（依願退社1）、大阪新聞6（依願退社1）、新大阪2、神戸新聞7（全員依願退社）、山陽新聞4（全員依願退社）、岡山新報3、日本海新聞9、山陰日日新聞3、島根新聞1、中国新聞21、四国新聞6、徳島新聞2、高知新聞4、愛媛新聞4、新愛媛新聞4、西日本新聞17（依願退社6）、夕刊フクニチ23、長崎日日新聞2、日向日日新聞3（依願退社1）、南日本新聞6、日本放送協会（NHK）119、合計49社700人。

\*

新聞労働者は戦後、「日本新聞通信（放送）労働組合」（新聞単一Ⅱ1946・2）、「全日本新聞労働組合」（全新聞Ⅱ1948・7）、「日本新聞労働組合連合」（新聞労連Ⅱ1950・

6)と紆余曲折を経ながら全国組織を結成した。レッド・ページを迎えた全国組織の対応は分かれた。「全新聞」は「日本の言論報道の自由を守り、戦争の陰謀を粉砕する力はわれわれの断固たる闘争以外にない」と声明。「新聞労連」は、「便乗また誤認解雇と立証できる者は支援。新聞協会に便乗・誤認解雇の撤回を各経営者に促せ」との腰の引けた方針を決めた。1950年7月にGHQの援助で結成された「日本労働組合総評議会」(総評)は、当初はレッド・ページ被害者の復職闘争には消極的だった。

解雇を「不当労働行為」として、中労委に提訴した闘いは、救済命令、却下、和解と別れた。地裁の却下理由は、マッカーサー書簡が日本の憲法に優先する占領軍による支配の下では国内法は無視されるとして、事実上閉ざされた。

### ●苦難に直面しながらも継続する運動

レッド・ページ攻撃を受けた労働者たちは、裁判闘争、地労委闘争で闘った。1952年4月にサンフランシスコ平和条約が発効したにもかかわらず共同通信事件(52年)中外製薬事件(60年)で最高裁は「全ての国家機関並びに国民に対して指示した超憲法的効力」とし、さらに憲法判断を求めた提訴でも事実関係を一切認めず却下した。このため司法の場での請求は不可能となった。

労働運動の分野では、当初、基本的支持を決めた総評が、戦闘性を発揮するとともに、レッド・ページ被害者の解雇反対闘争を支援するようになったが、最高裁判決によって運動は停止状態に陥った。しかし被害者と家族たちの励まし合う活動が続いた。

2002年11月、レッド・ページ50周年記念を機に、「レッド・ページ反対連絡センター」が結成された。中断を経て2005年5月の再開総会で運動の柱を「名誉回復と損害賠償を内容とする特別法制定」を求める請願運動と日弁連はじめ各地の弁護士会への人権救済申し立て運動とした。積み重ねた署名は現在約30万筆となった。

2015年に開催した「65周年のつどい」では、「憲法破壊を許さず、戦争法廃止、立憲主義を取り戻し、日弁連勧告を活かした被害者の名誉回復と国家賠償を実現させ、教訓を次世代に語りつこう」とのアピールとともに、「①国は、レッド・ページが無法、不当な人権侵害行為であったことを認め、被害者に謝罪すること。②国は、日弁連の勧告にしたがい、すべてのレッド・ページ被害者への名誉回復と国家賠償を速やかに行うよう特別法を制定すること。③暴走する安倍内閣を退陣させ、戦争法を廃止し、立憲主義、民主主義を取り戻すこと」を決定して、運動を継続している。

レッド・ページ反対全国連絡センター

114-0023 東京都北区滝野川3の3の1

ユニオンコーポ402号室、座別会議記念・労働図書  
資料室気付 tel/fax: 03-3576-3755

## 植村裁判―私は「捏造」記者ではない

植村隆・元朝日新聞記者を「捏造」記者と攻撃する勢力は、地下水脈で国家権力犯罪の実相と連なっていると見た方がわかりいい。なぜなら「戦後平和の歴史を否定し合理性を欠いた主張が罷り通っている。捏造を是とし冤罪仕掛けも厭わない過去ともつながらる感覚だ。これが安倍政権の傲慢さを助長し、長期政権をもたらす土壌ともなっている」からだ（40頁参照）。

植村さんは、かつて新聞記者として北大生・宮澤弘幸スパイ冤罪事件取材し報道した。本会はその尽力へ連帯し、真実の報道を守るために、植村裁判支援を続けている。地下水脈の元を絶つためにも、本裁判の重要性がいよいよ高まっている。

### 【植村さんに対する「捏造」記者攻撃】

植村さんは、1991年8月11日付朝日新聞大阪版で「思い出すと今も涙 元朝鮮人従軍慰安婦 戦後半世紀重い口開く」と報道した。当時、他紙も同主旨の報道をしたが、なぜか植村さんに対しては「捏造」批判が継続されていた。そして2014年2月6日号『週刊文春』が「慰安婦捏造」朝日新聞記者がお嬢様女子大教授に」と報道。これを機に植村さんに対する「捏造」記者攻撃が、陰湿かつ大掛かりに繰り広げられた。

植村さんは朝日新聞社を早期退職し、2014年4月から神戸松蔭女子学院大学教授就任が内定していた。ところが週刊文春記事発行前後から、同大学には抗議が殺到した。これに怯えた同大

学は、不当な攻撃に一切抵抗することなく、採用した植村さんに辞退を求め、3月7日付けで「雇用契約は解消」された。

5月上旬から、今度は札幌市の北星学園大学に植村解雇を求めるメール・電話が押し寄せた（植村さんは、朝日新聞社在職のまま2012年4月に同大学非常勤講師に就任）。これは執拗を究めた。5月下旬、7月末には同大学宛に脅迫状が届いた。

8月5日、朝日新聞は慰安婦問題検証記事で、植村記事には「事実のねじ曲げない」と捏造を否定したが、済州島で慰安婦を強制連行したとの吉田清治証言を伝えた記事は虚偽だとして取り消しを発表した。これに対して朝日新聞バッシングが起きた。

同じ頃、今度は植村さんの高校生の長女に対して、ツイッターで実名、写真付きで誹謗中傷する書き込みが起きた（この攻撃に完全勝利した裁判経過は別項）。

北星学園大学は、さまざまな困難があったが、脅迫に屈しなかった。10月6日には「負けるな北星一の会」が結成された。読売、産経を含む各紙は、社説で大学への脅迫を非難した。同会は、植村さんが2016年3月に韓国カトリック大学客員教授就任した後の10月31日、「北星学園大学と市民をつなぎ、民主主義を根元のところで支える貴重な実践だった」と総括して解散した。（詳しくは『北星学園大学バッシング 市民はかく闘った』『負けるな北星一の会』記録編集委員会、2017年刊がある）

### 【東京・札幌両地裁へ名誉毀損で提訴】

▽東京訴訟Ⅱ2015年1月9日、西岡力、文藝春秋を相手に

名誉棄損で提訴。裁判は、16回の口頭弁論を経て、2019年6月26日に「請求棄却」の敗訴判決が出た。判決は、西岡論文・発言と週刊文春記事が原告の社会的評価を低下させ、その名誉を棄損したことは認めたが、被告に負うべき責任はないとした。自己矛盾そのものの判決に植村さんは「ひるむことなく、言論人として堂々と闘いを続けたい。この不当判決を高等裁判所で覆すべく頑張りたい」と、決意を表明し、弁護団と共に控訴。2019年10月29日、東京高裁で控訴審第一回口頭弁論が開かれる。

▽札幌訴訟Ⅱ 2015年2月10日、櫻井よしこ、新潮社、ワック、ダイヤモンド社を相手に提訴。裁判は、12回の口頭弁論を経て2018年11月9日、「請求棄却」の敗訴判決が出た。判決は「捏造」であり、櫻井は、原告の名誉を棄損したことは認めた。しかし、原告が「捏造」と信じたことには理由があるとする不可解な判断である。植村さんと弁護団は控訴を決定。2019年4月11日の第一回口頭弁論から控訴審が始まっている。

### 【植村さん長女に対する「ネット中傷訴訟」完全勝利】

2014年8月ころから起きた植村さんの長女（当時17歳）に対する実名と写真を掲載したツイッターでの攻撃に対し、阪口徳雄弁護士らが植村裁判に先立って、投稿した男性に慰謝料などの損害賠償を求める裁判を起こした。弁護団は、匿名の投稿者を特定するために、米ツイッター社に投稿者のIPアドレス開示仮処分命令、プロバイダーのビッグロブ社に投稿者開示請求訴訟を起こして特定させた。判決は原告の主張を認め、ツイッター投稿

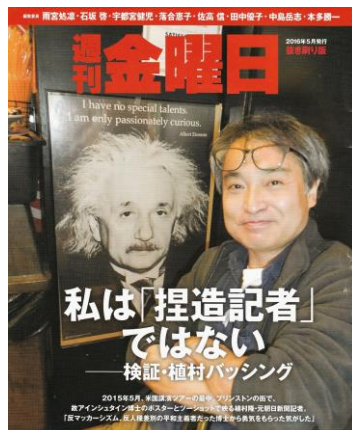
は削除されても、転載されネット上に残っていて、権利侵害の状態で継続していることを認め、慰謝料は満額170万円を認めた上、200万円が相当だと異例の判断をした。

現在は、誰もがネット空間で、自由にかつ即座に意見を公表・宣伝できる。しかし反面、匿名で誹謗・中傷・攻撃を可能にした。そうした攻撃に対する反撃の手段を得たという意味でも、この判決の意義は大きい。

「植村裁判を支える市民の会」 <http://sasaerukai.blogspot.com/>



岩波書店刊  
2016年2月16日



週刊金曜日 抜き刷り版  
2016年5月発行

